

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免申請を受け付けています

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等について、申請により保険料(料)が減免される場合があります。減免対象や申請書類等、詳細は市ホームページをご覧ください。

税務課市民税班
☎0475(70)0321
〈介護保険料について〉
高齢者支援課介護保険班
☎0475(70)0309
〈後期高齢者医療保険料について〉
市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

特定健診以外の健診を受けた方へ

市国民健康保険では、40歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査を実施しています。

対象者の中で、昨年の4月1日以降に勤務先の健康診断を受けた方や、治療などにより定期検査を受けている方等

「特定健診」と同等の項目を実施している方は、その結果を市に提出していただくようご協力をお願いします。

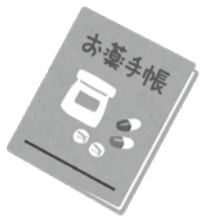
〈提出をお願いする理由〉
・提出いただいた結果を保存

お薬手帳を持ちましょう

「お薬手帳」とは、過去に病院等で処方された薬の記録をまとめるための手帳です。

薬の重複服用を防ぎ、副作用やアレルギー歴等の情報を知らせることで、適切な治療につなげることができます。

また、正確な情報を提供するために、お薬手帳は一冊にまとめるようにしましょう。詳細は、かかりつけの調剤薬局にご確認ください。



◆ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後、厚生労働省の承認を得て、別の会社が同じ主成分、効能で作った薬です。薬の研究開発費がかからないことから、新薬と比較すると割安の価格となります。

※ジェネリック医薬品を利用するには、処方せんが必要となります。お薬手帳を活用し、医療機関等の医師や調剤薬局の薬剤師にご相談ください。

☎市民課国保班
☎0475(70)0334

児童扶養手当を受給されている方へ

現況届を提出し、認定された方および令和2年10月中に新規で認定された方は、1月8日(金)に2か月分(令和2年11月分・12月分)、11月中に新規で認定された方は1か月分(令和2年12月分)の手当が指定口座に振り込まれます。

児童扶養手当証書(黄緑色)に記載してある金融機関の口座にてご確認ください。

☎子育て支援課児童家庭班
☎0475(70)0331



し、ほかの健診受診者の結果と併せて保健事業に活用します。

・保健事業の充実により、健康寿命の延伸を目指しています。
・健診結果を提供いただくこと、市の特定健診受診率が上がり医療費の適正化や、国民健康保険税の上昇の抑制につながります。

▼対象
・国民健康保険に加入している方

☎市民課国保班
☎0475(70)0334

健康ポイント達成応援！クイズでチャレンジ！

今年度の健康ポイント事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、健康・介護予防事業が中止になる等、チャレンジBの達成が難しい状況です。

そこで、今年度に限り、ポイント達成を応援するため、クイズにチャレンジし、正解した方にポイントを差し上げます。ポイント達成を諦めていた方、ぜひチャレンジしてください。

Q1. 成人女性の食塩摂取量

① 〇
② ×

胃内視鏡検診を受けましょう

今年度の新規申込は1月末が締切です。受診期間は3月末までですが、1月～3月は毎年受診者が増えます。期限までに受けられず、自費での

受診となる場合がありますので、早めに受診しましょう。

▼対象 令和3年4月1日時点で50歳以上の偶数年齢の方

※来年度は対象者から外れて

傷病手当金の適用期間を延長します

▶適用期間=令和2年1月1日から令和3年3月31日の間で療養のために仕事をすることができなかった期間(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで)

▶提出書類=別表のとおり

●提出書類

国民健康保険に加入の方	後期高齢者医療保険に加入の方
国民健康保険傷病手当金支給申請書	後期高齢者医療傷病手当金支給申請書
①世帯主記入用	①被保険者記入用(様式第29号の2)
②被保険者記入用	②被保険者記入用(様式第29号の3)
③事業主記入用	③事業主記入用
④医療機関記入用	④医療機関記入用

※対象者によって必要な申請書が異なりますので、事前にご相談ください。
※申請書は市ホームページに掲載しています。
※郵送でも受け付けます。

☎市民課国保班 ☎0475(70)0334
市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336

ねんきんナビ

「～新成人の皆さんへ～20歳になったら国民年金」

国民年金は、年をとったとき、いざというときの生活を、現役世代の皆さんで支える制度です。

若いうちに公的年金に加入して保険料を納めることで、「年をとったとき」、「病気がけがで障がいが残ったとき」、「家族の働き手が亡くなったとき」に年金を受け取ることができます。

◆ポイント

- ①将来の大きな支えです
国民年金は、20歳から60歳まで加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営し、年金の給付は生涯にわたり保障されます。
- ②老後のためだけではありません
国民年金は、年をとったときの「老齢年金」のほかに、病気が事故で障がいが残ったときに受け取れる「障害年金」、加入者が死亡した場合にその加入者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者や

子)が受け取れる「遺族年金」があります。

◆学生納付特例制度と納付猶予制度(学生納付特例制度)
学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◆納付猶予制度
学生でない50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

☎千葉年金事務所
☎043(242)6320
市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

高齢者の肺炎球菌予防接種(定期接種)

対象者には個別通知(紫色の予診票)で4月にお知らせしています。次の要件に該当する方は個別通知をしていませんので、連絡をお願いします。

60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害1級相当の障害のある方で23価肺炎球菌ワクチン(ニューモバ

ックス)を受けたことが無い方
接種は市内および県内の相互乗り入れに加入している医療機関で受けられます。

▼対象外 すでに23価肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス)を受けたことがある方
※脾臓摘出手術を受けた場合は保険適用なりません。

☎健康増進課健康増進班
☎0475(72)8321

しまいますので、今年度必ず受診してください。

胃内視鏡検診の流れ
①電話等で申し込み
②問診票が届く
③指定医療機関へ予約
④受診

自己負担金 3,000円

☎健康増進課健康増進班
☎0475(72)8321

(医師の判断で細胞診が必要な場合は保険診療分が加算となります)

指定医療機関 大網病院、うじはらクリニック、ますほ内科クリニック

☎健康増進課健康増進班
☎0475(72)8321